

公共下水道施設工事施工承認申請書

令和 年 月 日

明石市公営企業管理者 様

申請者 住 所
氏 名
電 話
担 当 フリガナ 氏名
携帯電話
代理人 フリガナ 氏 名
電 話

下水道法第 16 条による工事について、下記のとおり申請しますので承認願います。なお、本工事で設置した別紙「譲渡施設」に記載した施設は貴市に無償譲渡します。

工 事 箇 所		明石市	
施 工 内 容		☐ 本管（取付含む）（ ☐ 汚水 ☐ 雨水） ☐ 取付管のみ（※ ☐ 汚水 ☐ 雨水） ☐ 接続のみ ☐ 用地 ☐ 雨水調整池 ☐ 撤去 ☐ その他（ ※ ☐ 汚水取付管を市で設置できるか否かを事前に排水設備係に確認しました。（開発行為は除く）	
施 工 期 間		承認の日から 令和 年 月 日（予定）まで	
施工者	住 所		
	氏 名	TEL	
	担当者	携帯電話	
添 付 書 類 添付した書類に ☑すること		①原則、添付する書類（下記の順番に書類を添付すること） ☐ 1) 委任状 ※本申請事務を申請者以外が行う場合 ☐ 2) 譲渡施設（予定） ☐ 3) 位置図（A4 縮尺 1/1500 程度） ※予定箇所を赤色で囲むこと ☐ 4) 平面・縦断・横断・詳細図 ※開発の場合は、平面・縦断図は協議完了図 ☐ 5) 下水道台帳図 ※ホームページ又は窓口で出力（施工箇所を赤色着色） ☐ 6) 現場写真 撮影方向図と写真（布設箇所を図示）を添付 ②必要に応じて添付する書類 ☐ 7) 土地使用承諾書 ※承諾は押印要 ☐ 8) 土地登記事項証明書（写し）及び公図等（写し） ※7）8）は個人・会社が所有する土地に埋設する場合 ☐ 9) 開発協議完了通知書（写し） [下水道室番号（右下） - -] ☐ 10) 県道占用申請、水路への放流同意（協議）等に関する書類 ☐ 11) その他本市が指示する書類（	
承 認 条 件		☐ 裏面の承認条件を確認しました。（必ず確認すること）	
決 裁 欄		別紙のとおり承認書を交付してよろしいか。	
課 長	係 長	管理・改築係	調整係（ ☐ 開発行為の場合）
合議 下水道整備課 排水設備係長		☐ 取付管設置のみの場合 ※開発行為は除く 受益者負担金 確認 ☐	

裏面の承認条件を確認すること

工事施工承認条件

1 工事着手

- (1) 施工は、原則、「建設業法第3条の許可業者」が行うこと。
- (2) 施工者は、道路管理者（私道の場合は道路所有者等）、明石警察署に占用、掘削に関する許可など、必要な手続きを行うこと。また、必要に応じて、明石市消防局、環境局への届け出を行うこと。
- (3) 施工者は、工事箇所の自治会及び近隣に、事前に工事の説明を行うこと。
- (4) 工事関係者（代理人、設計者、施工者、測量業者等）が現地調査を行う際は、必要な安全対策（ガードマンの配置、マンホール内の酸欠防止、有毒ガスの測定など）を適切に行うこと。
- (5) 施工者は、本管に割込人孔の設置や取付管工事を行う場合、下水道台帳の（光ファイバーケーブル）記載の有無に関わらず、本管内の「光ファイバーケーブルの有無」「管内の滞留」について、上下流の人孔を必ず確認し、異常がある場合は直ちに下水道管理者に通報すること。
- (6) 施工者は、下水道施設以外の地下埋設物の有無等を事前に調査し、各管理者に掘削に関する手続き及び必要な協議を行うこと。また、必要に応じて試掘し、地下埋設物及び新設する下水道施設に支障がないようにすること。（試掘結果は写真を完成届に添付し、竣工図に地下埋設物を図示すること）
- (7) 施工者は、事故・災害が発生した場合の緊急連絡先、病院等を事前に確認しておくこと。

2 工事の施工

- (1) 工事は申請者（施工者）の責任施工であり、市は工事に関する一切の責任を負わないものとする。
- (2) 施工者は、関係法令等を遵守し、必要な安全対策を行うこと。
- (3) 施工者は、以下の基準書等（最新版）に準じて適切に施工すること。
 - ①土木工事共通仕様書（兵庫県）
 - ②土木工事施工管理基準（兵庫県）
 - ③その他（㈱日本下水道協会、各種メーカーなど）
- (4) 施工者は、各工種に応じ、適切な技術者（有資格者、講習修了者）を配置すること。
- (5) 使用する材料について、管は㈱下水道協会規格（JSWAS K1）、マンホールは㈱下水道協会規格（JSWAS A11）、蓋は「明石市型」とし、その他の材料については、図面・メーカーカタログで事前に承認を得たものを使用すること。
- (6) 現場条件により承認図面に変更が生じる場合は、必要な資料を揃えて、申請者が書面（工事打合簿）にて下水道管理者と協議し承認後に施工すること。なお、変更案は以下の基準書等（最新版）に準じること。
 - ①下水道施設計画・設計指針と解説（㈱日本下水道協会）
 - ②明石市下水道施設設計標準図
 - ③各種メーカーカタログなど
- (7) 施工時には、「写真撮影要領」に従って写真撮影し、完成届に添付すること。
- (8) 施工者は、施工が完了した後、「自主検査チェック一覧」に従って検査実施後、不良箇所を是正した上で申請者に報告すること。また、申請者は、その結果を受け、必要な資料を添付して市に完成届を提出すること。
- (9) 市は、完成届受理後、「完成検査要領」に従って現場検査を行うが、本検査に不備が確認された場合は、その是正後でなければ当該施設の譲渡を受けない。

3 その他

- (1) 施設を市に譲渡した日（検査済証発行日）から2年（故意又は重大な過失があった場合は10年）の期間において、本工事による不備が発生した場合は、申請者（又は施工者）の責任で是正すること。
- (2) その他、本工事おける特記事項を設定する場合がある。